

身体拘束等の適正化のための指針

GOALforK 合同会社

放課後等デイサービス えみんぐ

1. えみんぐにおける身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

身体拘束は、利用者の活動の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものであります。えみんぐでは、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を容易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない療育の実施に努め、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

① 重要事項に定める内容

サービスの提供にあたっては、サービス対象者または他のサービス対象者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、行動制限その他利用者の行動を制限する行為を行いません。

② 根拠となる法律

- ・ 児童虐待防止法（児童虐待の防止等に関する法律）
- ・ 障害者虐待防止法（障害者虐待の防止等に関する法律）

個々の心身の状況を勘案し、障がい・特性を理解した上で身体拘束を行わない療育の提供をすることが原則になります。例外的に、以下の3つの要素をすべて満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがあります。

- ① 切迫性：生命または身体が危険にさらされる緊急性が著しく高いこと
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替法がないこと
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

2. 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項

① 身体拘束適正化検討委員会の設置

身体拘束の防止に努める観点から、「身体拘束適正化検討委員会（以下「委員会」という）」を組成します。なお、本委員会の統括責任者は管理者とし、児童発達支援管理者、支援員を「身体拘束防止に関する措置を適切に実施するための担当者」とします。

委員会は、年2回以上、定期的を開催し、検討・協議をします

② 身体拘束適正化に関する責務等

身体拘束防止に関する統括は統括責任者が行い、責任者は管理者とします。

身体拘束防止に関する責任者は、本指針及び委員会で示す方針に従い、身体拘束の適正化を啓発、普及するための職員に対する研修の実施を図るとともに日常的な身体拘束の適正化等の取り組みを推進します。また、責任者は、身体拘束を発見しやすい立場にあることを自覚し、身体拘束の早期発見に努めます。

身体拘束廃止に向け、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームでの療育を行うことを基本とし、それぞれの果たすべき役割に責任をもって対応します。

3. サービス提供時における留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために日常的に以下のことに取り組みます。

- ① 利用者主体の行動・尊厳ある環境の保持に努めます。
- ② 言葉や対応等で、利用者の精神的自由を妨げないように努めます。
- ③ 利用者の思いをくみ取り、利用者の意向に沿ったサービスを提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④ 利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。

万が一、やむを得ず安全確保を優先する場合は、委員会において検討します。

- ⑤ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者に主体的に活動していただけるように努めます。

4. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

処遇に携わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したサービスの励行を図り、職員教育を行います。

- ① 定期的な教育・研修（年2回以上）の実施
- ② 新任者に対する身体拘束廃止のための研修の実施
- ③ その他必要な教育・研修の実施（研修会への参加や報告等）

5. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

当該利用者及び家族などに対して、十分な説明および経過・解除の報告を遅滞なく行います。

6. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

やむを得ず身体拘束を行う場合（緊急時の対応、注意事項）、本人または他の利用者の生命または身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合、以下の手順に沿って実施します。

○えみんぐにおける身体拘束禁止の具体的な行為（例）

- ① 自由に動けないようにいす等に縛りつける
- ② 児童を自分で動けないような姿勢保持いすに座らせる
- ③ 手の機能を制限するために、ミトン型の手袋をつける
- ④ 行動を規制するために介護衣（つなぎ服）を着せる
- ⑤ 転倒や自傷行為による怪我を防止するために、ヘッドギアを着用させる
- ⑥ 支援者が自分の体で利用児を押さえつけて行動を制限する
- ⑦ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる
- ⑧ 自分の意思で開けることのできない部屋等に隔離する
- ⑨ 利用児の意思を無視して、無理に従わせる

① 委員会の実施

緊急性や切迫性によりやむを得ない状況になった場合、委員会を開催し、**④切迫性**、**⑤非代替性**、**⑥一時性の三要件**のすべてを満たしているかどうかについて評価、確認します。また、当該利用者の家族等と連絡をとり、身体拘束実施以外の手立てを講じることができるとどうか協議します。上記三要件を満たし、身体拘束以外の対策が困難な場合は、拘束による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間」「期間」等について検討して確認をします。また、早朝の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を随時行います。

② 利用者本人や家族等に対する説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間または時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるよう努めます。

個別支援計画書に身体拘束を行う可能性を盛り込み、本人または保護者に同意を得たり、行動制限の同意書の説明をして同意を得ます。また、身体拘束の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族と締結した内容と方向性、利用者の状態等を確認、説明し、同意を得た上で実施します。

③ 記録と再検討

記録専用の用紙を用いて、その態様及び時間、心身の状況、やむを得なかった理由等を記録して共有するとともに、身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。また、実施した身体的拘束の事例や分析結果について、処遇職員に周知します。なお、身体拘束の検討・実施等に係る記録は5年間保存します。

④ 拘束の解除

記録と再検討の結果、身体拘束の三要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束を解除し、利用者・家族等に報告します。

7.利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

えみんぐの身体拘束等適正化のための指針は、利用者及び家族等が確認できるように、当会社のホームページに掲載し、積極的な閲覧尾推進に努めます。

8.その他身体拘束等の適正化推進のために必要な基本方針

身体拘束等をしないサービスを提供していくためには、サービス提供に関わる職員全体で以下の点に十分に議論して、共通認識をもつ必要があります。

- ① 他の利用者への影響を考慮して、容易に身体拘束を実施していないか
- ② サービス提供の中で、本当にやむを得ない場合のみ身体拘束等を必要と判断しているか（別の対策や手段はないか）

附則

この指針は、令和5年5月1日より施行する。

委員会の公正と役割

身体拘束適正化検討委員会の責任者	前田哲郎
身体拘束禁止対応策の担当者	児童発達支援管理責任者
身体拘束実施時の支援計画の見直しや利用者・家族への説明	児童発達支援管理責任者及び児童指導員
第三者、専門家	協力医療機関、行政の担当者等